

平成26年第10回教育委員会

定例会会議録

平成26年10月9日

東久留米市教育委員会

平成26年第10回教育委員会定例会

平成26年10月9日午前10時07分開会

市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (3) 東久留米市奨学資金に関する条例の廃止等に関する条例の制定依頼について
 - (4) 東久留米市奨学資金に関する条例施行規則の廃止等について
 - (5) 東久留米市いじめ防止対策推進条例の制定依頼について
 - (6) 諸報告
 - ①平成26年決算特別委員会について
 - ②その他
-

出席委員（5人）

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時07分)

- 尾関委員長 これより平成26年第10回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
-

◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名委員を指名します。5番の名取委員をお願いします。
- 名取委員 はい。
-

◎議案の追加、会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に議案の追加と会議の進め方について説明をお願いします。
- 林総務課長 「議案第71号、東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」の追加をお願いします。また、人事案件の審議後に議案第68号と第69号は関連するため一括で審議を行い、採決は個々で行っていただきたいと思います。
- 尾関委員長 ただいま、人事案件の議案第71号を追加し、先に議案第71号を審議し、68号と69号は関連するため審議は一括で行い、採決は個々で行うとの説明がありました。それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、お手元に配付している新しい日程により進めさせていただきます。なお、人事案件の審議は非公開とします。

◎傍聴について

- 尾関委員長 本日、傍聴者の方はいらっしゃいますか。
- 鳥越係長 いらっしゃいます。
- 尾関委員長 人事案件終了後に、お入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎議案第68号、議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 日程第3、「議案第68号 東久留米市奨学資金に関する条例の廃止等に関する条例の制定依頼について」、日程第4、「議案第69号 東久留米市奨学資金に関する条例施行規則の廃止等に関する規則の制定について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。
- 直原教育長 議案第68号と69号について説明します。初めに議案第68号です。「東久留米市奨学資金に関する条例の廃止等に関する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成26年10月9日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、東久留米市奨学資金制度(貸付・給付)について、貸付制度は平成26年度末に廃止し、給付制度は平成27年度末に廃止する必要があるためです。議案第69号は「東久留米市奨学資

金に関する条例施行規則の廃止等に関する規則の制定について」、上記議案を提出する。平成26年10月9日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、東久留米市奨学資金に関する条例の廃止等に関する条例の制定に伴い、規定を整備する必要があるためです。両議案の内容について教育部長から説明します。

○東教育部長 今年度から国の新しい給付制度の下、高校生に対する制度の充実が図られています。この内容については8月22日開催の第11回教育委員会臨時会において内容を報告し、今後の方針についての承認をいただいたところです。本日は議案第68号及び69号としてご審議をいただきます。内容については資料に基づき、総務課長から説明します。

○林総務課長 資料の「東久留米市奨学資金に関する条例の廃止等に関する条例の制定等について」（議案第68号・第69号の説明資料）をご覧ください。1点目は奨学資金制度廃止の内容についてです。給付制度については、現高校2年生が卒業する平成27年度末に廃止します。理由としては、現高校1年生から国の新制度が適用され、就学支援金の加算拡充を受けられるとともに、奨学給付金の対象となり得るためです。また、奨学給付金を受給した場合は本市の給付金は受給できないという制度設計になっています。貸付制度については、平成26年度末に廃止します。理由として、貸付実績が少ないこと。また、他の団体の貸付制度が充実していることからです。

改正・廃止が必要な条例・規則等については表のとおり条例が3本、規則が1本あります。「東久留米市奨学資金に関する条例」ですが、貸付について平成26年度末をもって廃止するために改正するもので、施行期日は平成27年4月1日です。給付制度については平成28年4月1日に施行します。2本目の、「東久留米市奨学資金に関する基金条例」については廃止をし、27年4月1日に施行します。3本目の、「東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」は、奨学資金の適正な運営のため設置していた奨学資金運営委員会の必要性がなくなるため、平成28年4月1日施行で当該奨学資金運営委員の削除をするものです。

規則については同様に貸付と給付で施行期日が異なっており、貸付制度については27年4月1日、給付制度については28年4月1日を施行日とする規則です。裏面の「改正・廃止の方法」をご覧ください。条例については、「東久留米市奨学資金に関する条例の廃止等に関する条例」を制定し、関係する条例を一括で改正・廃止するものです。こちらが議案第68号になります。議案を1枚おめくり願います。議案の案文は条例第2条と付則第1項ただし書により、貸付制度は平成27年4月1日施行で、26年度末をもって廃止するものです。給付制度は条例案文第1条と裏面付則の第1項の規定によって、28年4月1日施行で、27年度末をもって廃止するものです。基金については廃止条例案付則第2項及び第1項ただし書の規定により平成27年4月1日施行、26年度末をもって廃止するものです。奨学資金運営委員報酬の削除については、廃止条例案付則第5項及び第1項の規定により、平成28年4月1日施行、27年度末をもって廃止するものです。この条例案等については、平成26年第4回市議会定例会に上程し、ご審議をいただく予定です。

議案第69号をご覧ください。こちらは規則の廃止等ですが、東久留米市奨学資金に関する条例施行規則の廃止等に関する規則を制定し、本条例施行規則を改正並びに廃止するものです。規則案文をご覧ください。第1条で、東久留米市奨学資金に関する条例施行規則を廃止するという規定があります。この規定については3枚目の付則のとおり平成28年4月1

日施行で、27年度末をもって廃止するものです。規則改正案第2条は一部改正して貸付の規定を削除し、給付の規定のみにするというものです。これについては裏面2枚目以降にあります様式の1号、2号の改正とともに行われます。入学支度金の返還に関する経過措置ということで付則について記載がありますが、奨学資金に関する条例施行規則に基づく当該入学支度金の返還免除に関する規定については、なお従前の例によるということで、入学支度金の返還に関する経過措置の規定はそのまま存置され、廃止以降も生きる規定になっています。規則の一部改正の規定については付則第1項ただし書のとおり、第2条の規定は27年4月1日施行、26年度末をもって改正します。27年4月1日から施行するため27年度の給付に関する規定が残るというものです。

参考として、東久留米市教育委員会訓令乙第17号、「東久留米市奨学資金給付及び貸付要綱」を添付しました。従来から奨学資金の給付及び貸付については一定基準を設けて審査等をしてきましたが、今回、平成26年度及び平成27年度の事務を執行するに当たり、26年度については貸付をまだ実施していること、27年度については給付が残ることから、要綱を制定しているものです。裏面をご覧ください。新たに「誓約書兼承諾書」を設けました。東京都により、新しい奨学資金制度に基づく奨学金の給付の手続きがされていますが、そういった別の給付がある場合については本市の奨学金制度の適用は受けられないことから、誓約書をお出しいただき、確かにほかからは受けていないという確認をさせていただきます。

もう1点、資料として、平成26年第3回市議会定例会の一般質問答弁概要の抜粋を用意しています。内容については後ほどご覧いただけます。

なお、今後の市民説明についてですが、本案決定後に、中学1年生から3年生までの全保護者及び小学校6年生の保護者に対して、本市の奨学資金制度を廃止する方向で検討していること及び国と東京都の奨学資金制度の概要をお知らせするパンフレットの印刷物を、学校を通じて配付する予定です。

- 尾関委員長 この件についてはこれまでも質疑を行っていますが、今回議案として提案されましたので、各委員からの質疑があればお願いします。
- 矢部第一職務代理者 一連の内容についてはかねてから説明がありますので理解していますが、再度伺います。現在の貸付残高と、今回この条例が改正・廃止された後の返還事務を行う部署はどこになるのですか。また、前年度末に整理した未返還のケースの問題もありますので、返還が滞った際にはどのような対応を、誰がやるのかについて確認したいと思います。
- 林総務課長 現在の奨学金の貸付残高は139万7,000円です。基金の残高ですが、基金額は2,063万5,000円ですので、差引現在高としては1,923万8,000円となっています。事務的には、引き続き教育委員会総務課において返還に対する事務処理を継続していきます。1年据え置いて7年間で返還する形をとっていますので、25年度に貸付が1件生じているためその間は引き続き行っていきますし、最終的に返済できない状況がはっきりした段階になれば25年3月に行ったような債権放棄も考えられますが、現時点では返還を求めて事務は継続して行っていくということです。
- 矢部第一職務代理者 返還事務については、きちんと責任を持って続けていかれるということを確認させていただきました。前回の債権放棄の時には、事務が総務課に移管される前の所管課によるお声かけが滞って所在不明のケースがありましたので、そういったことのないようにきちんと総務課で行っていくということですね。

○松本第二職務代理者 約2,000万円の基金については、今後、どのように取り扱っていくのですか。

○林総務課長 現在高としては1,923万8,000円と先ほど申し上げましたが、これは条例自体の廃止が来年3月末、4月1日施行の条例案ですので、3月末となります。それまでの間に返還金があればそこに積み上がっていきます。廃止後については、基本的には一般会計に戻ると思いますが、最終的な処理の仕方については財政課と調整している最中で、なるべく早い時期に方向性は決めていきたいと考えています。

○松本第二職務代理者 もともと一般財源から基金が積み立てられているわけですから、役目が終わればそこに戻るのが当然だと思います。趣旨が違うと思いますが、中学校については、全国大会等に出場する生徒や先生方に負担となっている経費を少しでも和らげてあげられないかなと思っています。また、小学校については、本市でも負担金を出している多摩六都科学館に全校の小学生が見学に行く場合の補助に充てられないかなと思っています。

○尾関委員長 私からも意見も含めて、一言申し上げます。前回も言いましたが、小学校や特に中学校の保護者対象への説明をきちんとして、東久留米市の生徒への支援がマイナス傾向になっているととらえられないようにしてもらいたいと思います。本市は「住みよい、学びやすい市」と謳っているわけですから、条件が悪くなるような誤解を招かないようにしっかり説明していってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質疑、意見もこれでよろしいと思いますので採決に入ります。「議案第68号 東久留米市奨学資金に関する条例の廃止等に関する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第68号は承認することに決しました。

続いて、「議案第69号 東久留米市奨学資金に関する条例施行規則の廃止等に関する規則の制定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第69号は承認することに決しました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○尾関委員長 日程第5、「議案第70号 東久留米市いじめ防止対策推進条例の制定依頼について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。

○直原教育長 「議案第70号 東久留米市いじめ防止対策推進条例の制定依頼について」、上記議案を提出します。平成26年10月9日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由です。いじめ防止対策推進法の施行に伴い、市におけるいじめ防止対策について基本理念等を定め、その対策を総合的かつ効果的に推進するためです。内容については指導室長から説明します。

○加納指導室長 「議案第70号 東久留米市いじめ防止対策推進条例の制定依頼について」説明します。条例の内容については、8月22日の教育委員会で報告しています。その後の変更点ですが、法の直接適用を受ける内容があることから、第1条に、「この条例はいじめ防止対策推進法に基づき」という文章を追加しました。また、今後、議案として上程する上で、文言を若干修正することがあります。本案の作成ですが、いじめ防止対策推進法や東京

都いじめ防止対策推進条例等を踏まえ、校長、副校長、主幹教諭の代表とともに原案を作成しました。6月26日には有識者、PTA連合会代表、主任児童委員など、子どもにかかわる地域の方、子育て支援課長などが参加した「東久留米市いじめ防止対策推進条例等作成懇談会」を開催しました。資料の「概要」をご覧ください。参加した学識経験者からは、「いじめ問題の原点にあるのは、『いじめられる子どもをつくらない』『いじめられる子どもをつくらない』『傍観者をつくらない』の三つである。このことを理解させる必要がある。そのための対策であり条例である。見て見ぬふりをする大人もいる、子どももいる、先生もいるのが現状ではないか。三つの立場から毅然とした態度で指導する必要があるのではないか」。また、「いじめ問題への基本的な考え方」のところは具体的に書かれている。積極的な姿勢、メッセージを感じた。いじめをなくしていくということは、十分に伝わる重要な部分である」といったご意見。保護者からは、「いじめられている子どもは本当のことを言えない。親にも心配をかけたくない。一人一人事情は異なるが、教員には、子ども一人一人を見極める力量がほしい。また、「いじめられた子どもにも原因がある」「考え過ぎ」という教員が多い。教員の意識が変わらないと解決は難しい」などさまざまなご意見をいただき、条例案や基本方針案の作成に反映しました。

また、9月1日から9月22日まではパブリック・コメントを実施しました。3人の方から五つのご意見をいただいています。実施経過と内容については、資料としてお配りしておりますのでご覧ください。幾つかご意見と対応を説明します。「第4条の『いじめの禁止』は強い違和感を覚えます。条例の冒頭から「全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない」と、一方的に子どもに命令し、全責任を子どもに負わせています」とのご意見には、「第4条『いじめの禁止』は、いじめを行うことは絶対に許されないという考えを明確にするため、また善悪についての判断を十分に行うことができない子どもに対し、一定の禁止事項を訓示規定として示したものです」と答えています。「保護者だけに責任を負わせる条例になっています。いじめ問題で一番苦しむ子どものその保護者にだけ訓を垂れるような印象を受けます」とのご意見には、「条例においては、保護者には主に努力義務を、市並びに学校及び学校の教職員には責務を明確に規定しています」と、お答えしております。また、「いじめ防止対策推進法には、学校や教職員がいじめに加担、助長したり、いじめを放置、黙認したり、いじめを隠ぺいした場合の処罰（懲戒）を定めていくべきだと思う」という趣旨のご意見を二ついただきました。このご意見には、「公立学校においては、教職員が子どもに対していじめを行う、いじめに加担する、いじめを隠蔽するなどの行為については、教職員の任命権者である東京都教育委員会が定める標準的な処分量定に基づき対処することとなっています」と答えています。

次に市議会関連で説明します。6月の第2回定例会で自民クラブの野島武夫議員と共産党の永田雅子議員の一般質問があり、条例の制定について答えています。野島議員からの、「東久留米市の教育のあり方について」の質問に対し、教育長が「いじめ防止の条例と対策の基本方針を策定し、いじめの早期発見、早期解決に努めてまいります」と答えています。続いて、永田議員には策定のスケジュールをお答えしております。9月の第3回定例会では、公明党の関根光浩議員と共産党の永田雅子議員から、策定スケジュールについてのご質問がありました。さらに、三浦議員からは、設置する組織や本市独自の取り組み、市長のいじめ対策への見解についてのご質問がありました。それに対して、東久留米市いじめ問題対策連

絡協議会、東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会、東久留米市いじめ問題調査委員会の設置、継続指導やスクールカウンセラーによる個別面接、年3回のアンケートの実施など、本市独自の取り組みについて指導室長が答えた後、市長から、「東久留米市いじめ防止対策推進条例と基本方針を策定し、社会総がかりでいじめ問題の解決を図る体制をつくっていききたい」という答弁がありました。

今後の計画ですが、本日の教育委員会で制定依頼についての決定を受けた後、12月市議会、第4定例会に条例案として上程する予定です。ご審議、よろしくお願いします。

- 尾関委員長 質疑及び意見も含めて、委員から何かありますか。この件については既に何度も教育委員会でも議論、質疑もしてきています。ぜひ、特徴ある東久留米市としてのいじめ防止ということで議会にも説明し、推進していってほしいと思います。
- 矢部第一職務代理者 条例案が決まって12月議会に提出されて認められた後に、同時に進行していた基本方針については再度決めていくと伺っています。条例の文章は私ども一般市民には分かりにくいと思います。「ここではこういう表現をしているが、後ろではこういう規定があってそれでカバーされるから大丈夫です」という説明があって、ようやく分かるようなところがあります。基本方針についてはもう少し噛み砕いた文言になるとは思いますが、これが全て整った時には学校、児童・生徒や保護者に対して、市民の方に対してもホームページなどでお知らせすることになりますね。条例と基本方針をつくったことをアップして、その意図するところはこうであるということ、分かりやすい、解説のような形で皆さんに周知していただくと、より、「市を挙げて」というとらえ方をしてもらえんと思います。

また、文章だけでは酌み取れないところもありますので、しばらくは丁寧な説明をキャンペーンという大変ですが、何回かに分けて周知をしていくことも良いと思います。いろいろな形で広報していってほしいと思います。

- 名取委員 矢部委員と同じ意見ですが、こういうときには分かりやすいパンフレットなどがあると良いと思います。策定する予定はありますか。
- 加納指導室長 ただ今ご意見をいただきましたので、今後、パンフレットやリーフレットのようものの作成を検討していきたいと思います。
- 尾関委員長 ぜひお願いします。保護者、市民に分かりやすく伝えていってほしいと思います。以上で質疑、討論を終わります。これより採決に入ります。「議案第70号 東久留米市いじめ防止対策推進条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第70号は承認することに決しました。

◎諸報告

①平成26年度決算特別委員会について

- 尾関委員長 日程第6、諸報告を議題とします。「①平成26年度決算特別委員会について」からお願いします。
- 東教育部長 平成26年度第3回市議会定例会の閉会中の継続審査となっている、決算特別

委員会について報告します。資料としては決算特別委員会の関係の付託案件が載ったものと、「東久留米市の財政分析～平成25年度決算で見る現状と課題～」の二つを用意しています。10月3日、6日、7日の3日間にわたり、決算特別委員会は開催されています。本日配付した「東久留米市の財政分析～平成25年度決算で見る現状と課題～」は市政施行後の決算の推移、平成25年度普通会計決算、直近の10年間の推移から見る現状と課題、26市における年度別比較、東久留米市の状況などをまとめたものです。こちらについては後ほどご参照願います。

決算特別委員会の審査に当たっては昨年同様、総括説明の後に総括質疑が行われています。公明党、自民クラブ、日本共産党、市議会民主党の順に行い、その後は一般会計の歳出審査、歳入審査、討論、採決。続いて、4特別会計についても説明、質疑、討論、採決が行われています。初日に行われ総括代表質問では4党派から質問が出され、市長から答弁が行われています。教育委員会関連の主な質問としては順不同ではありますが、例えば昨年8月から今年3月末まで教育長が任命されなかったことへの市長の認識についての質問、東中学校体育館について、小学校給食の保護者アンケートについて、教育センターの今後について、外国人ALTの導入の今後の予定について、特別支援教育について、将来の東久留米市の児童推計に基づいた課題として学校規模適正化と第五小学校北側用地の今後の利活用についてなどの質問が出され、それぞれ市長から答弁が行われています。

11月7日に行われた教育費の款別審査においても、11人で構成された決算特別委員会委員から関連質問が出されました。決算特別委員会の採択ですが、教育費を含む「議案第46号 平成25年度一般会計歳入歳出決算の認定」については、賛成多数で認定されています。その他4特別会計については、「議案第47号 平成25年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」「議案第50号 平成25年度東久留米市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」はいずれも挙手多数で認定されています。また、「議案第48号 平成25年度東久留米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」及び「議案第49号 平成25年度東久留米市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の2議案については、挙手全員で認定されています。これらの内容については12月議会で本会議にかけられます。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○加納指導室長 「平成26年度 東久留米市立学校児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣調査結果概要」について報告します。この体力・運動能力等調査は全国の公立小中学校全児童・生徒を対象に、6月末までに実施されています。調査結果については、小学校第1学年から中学校第3学年までを男女別にまとめています。中央の網掛け部分が全国平均の50、東京都の平均は破線で、本市の平均は実線で表されています。本市の特徴は東京都と同様、全ての学年で男女とも小学校のソフトボール投げ、中学校のハンドボール投げが全国平均を下回っています。また、小学校のシャトルラン、これは持久力を測るテストですが、このシャトルランも小学校3年生男子以外、全国平均を下回っています。全国平均を上回っている項目ですが、長座体前屈については小学校の多くの学年で全国平均を上回っています。また、中学校では反復横とびが全国平均を上回っています。今後はこの結果を学校に周知し、各学校に課題を明確にした事業改善推進プランを作成させ、小学校の体育及び中学校の保健体育の指導方法の一層の工夫、改善を進めていきたいと考えています。

○市澤生涯学習課長 6月末から10月初旬にかけて指定管理者選定委員会を5回開催し、採点を行いました。その結果、JN共同事業体に優先交渉権が決まりましたので報告します。

◎閉会の宣告

○尾関委員長 以上で平成26年第10回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時52分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年10月9日

委員長 尾関 謙一郎（自 書）

署名委員 名取 はにわ（自 書）